

平成 16 年 11 月 30 日

金融庁監督局総務課別室 御中

全国銀行協会

「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見」の提出について

今般、当協会では、平成 16 年 10 月 28 日付「新しい自己資本比率規制の素案」に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

新しい自己資本比率規制の素案に対する意見

(1) 定義関連

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	資産区分の定義の明確化	第1条第33号～第51号	6～9	告示素案の定義に基づいて実際の取引がどのような資産区分に該当するのか、監督当局と民間金融機関とのコンセンサスを作り上げる必要があるため、早急に民間金融機関と意見交換を行う場を設定していただきたい。	告示素案の定義は概念的であり、実際の取引において資産区分を判定しようとする解釈によってバラツキが生じる可能性がある。どの資産区分に該当するかによって、リスクウェイトに大きく影響を与える可能性があるため、監督当局と民間金融機関とのコンセンサスを作り上げる必要があると考える。したがって、早急に民間金融機関と意見交換を行う場を設定していただきたい。 具体的には以下の項目等について意見交換を希望する。 - 特定貸付債権と証券化エクスポージャーの区分 - 株式等エクスポージャーに属する「株式」以外の出資形態の扱い - その他リテール向けエクスポージャーに属する1億円未満のエクスポージャーの扱い、等	予備計算実施のためのシステム対応等を考えれば、平成16年度内の開催と検討を要望する。
2	居住用不動産向けエクスポージャーの定義	第1条第41号	7	「居住用不動産向けエクスポージャー」の定義を、「個人向けの居住不動産関連貸付け」としていただきたい。	「居住用不動産向けエクスポージャー」は「個人向けの不動産担保貸付け」と定義されているが、内部格付手法ではPD・LGDを推計するため、適切にセグメント分けができれば、表面的な担保の有無は大きな問題にはならない。むしろ、住宅取得という資金使途がリスク特性の特定に大きな役割を果たしている。したがって、「居住用不動産向けエクスポージャー」の定義を「個人向けの居住不動産関連貸付け」としていただきたい。	従業員向けの福利厚生として企業が保証をつけた住宅ローンを取組んでいることがあるが、この場合は企業が独自で担保設定を行っている例が多い。こうした個人の住宅取得向け貸付であっても、当該プールにおいてLGDは設定でき、また、PD特性はむしろ住宅ローンとしての側面が強く、この観点から管理されている場合もある。あえて当該プールをその他リテール向けエクスポージャーとする必要性はないと考える。また、大規模マンションなどを業者が施行する際に、担保設定が数ヶ月遅れてしまい、そのためその数ヶ月の間だけ販売業者が保証を入れている例があるが、これらについてもそのまま住宅ローンに振り替わるものであり、「居住用不動産向けエクスポージャー」として取扱うべきと考える。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
3	適格リボルピング型リテール向けエクスポージャーの定義	第1条第42号(二)(ホ)	8	「ポートフォリオにおけるPDの低いエクスポージャー」の取扱いを確認したい。	適格リボルピング型エクスポージャーの定義にある「ポートフォリオにおけるPDの低いエクスポージャーの損失率のボラティリティが低いこと」の取扱いについて、以下の点を確認したい。 - PDの低いエクスポージャーを別途のプールとすることは不要との理解でよいか。 - PDの低いエクスポージャーの分別手法および損失ボラティリティの検証手法は金融機関の任意でよいか。	-
4	株式等エクスポージャーの定義に関する要望事項	第1条第43号(イ)	8	株式等エクスポージャーの定義にある「イ(1)償還されないこと」の表現を見直していただきたい。	株式等エクスポージャーの定義にある「イ(1)償還されないこと」とあるが、最終文書のパラグラフ235と同様、「償還されず、持分の売却あるいは発行体の清算によってのみ回収可能なもの」というように表現を見直していただきたい。	「償還」の定義は広く捉えた場合、時限的なSPCの解散による回収をも広く「償還」と解されるおそれがある。
5		第1条第43号	8	特定貸付債権の主体に対する出資については、株式等エクスポージャーとして扱わせていただきたい。	同左	特定貸付債権は事業法人向けエクスポージャーのサブカテゴリーであり、特定貸付債権の主体に対する出資については、株式等エクスポージャーとして認識するのが整合的である。その性質をみても、ローン部分に対して劣後するのは、債務の繰り延べや解散時の残余財産分配という点においてのみであり、デフォルト時期は同一である。(証券化エクスポージャーの最劣後部分のようなファーストロスポジションではない)

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
6	その他リテール エクスポージャー の定義	第1条第44 号	8	その他リテール向けエクスポージャーにおける「1億円未満のエクスポージャー」の判定にあたっては、内部管理ベースの与信額の使用を認めていただきたい。	その他リテール向けエクスポージャーにおける「1億円未満のエクスポージャー」の判定にあたっては、以下の取扱いを認めていただきたい。 - 1億円未満のエクスポージャーの判定は、当該銀行グループ合算ベースを原則とする。ただし、銀行グループ内の事業会社を跨つての合算は、業務運営の一体性等を鑑み、実務的に可能な範囲内にとどめることで可とする(守秘義務についても考慮する)。 - 債務者の合算は、各行のリスク管理実務に基づき可能な範囲で行う。 - 同一債務者の非事業性信用は1億円未満のエクスポージャーを判定する際に合算対象に含めない。	-
7		第1条第44 号	8	その他リテールエクスポージャーにおける「1億円未満のエクスポージャー」の判定にあたっては、信用保証協会等ソプリンの保証がある債権を除いて判定する扱いを認めていただきたい。	同左	保証協会保証付貸出等の公的保証の付された制度融資は中小企業に安定的な資金を供給するために官民協働のもと創設された制度であり、銀行がリスク管理の一環として与信分散を目指すリテールポートフォリオとは規制上別に区分する扱いを認めてもよいと考える。 左記の取扱いが認められない場合、制度融資上は貸付可能でも新規制における所要自己資本が増加するデメリットから、金融機関が当該制度融資に消極的になる可能性も懸念される。
8	適格引当金の定義	第1条第49 号	9	証券化エクスポージャーおよび株式等エクスポージャーに対する引当金のうち、一般貸倒引当金については適格引当金の対象としていただきたい。	同左	告示素案では株式および証券化エクスポージャーに対する一般貸倒引当金も適格引当金に含まれないと読めるが、最終文書パラグラフ380には「株式および証券化エクスポージャーに対する個別引当金は、適格引当金の総額に含めてはならない」とのみ記載されており、一般貸倒引当金は適格引当金の対象に含まれていると読める。
9		第1条第49 号	9	デフォルト債権のディスカウント部分も適格引当金の対象としていただきたい。	同左	最終文書のパラグラフ380には、「デフォルト資産に対するディスカウントも適格な引当金に含めることができる」と記載されている。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
10	特定貸付債権の定義	第1条第45号～第46号	8 9	プロジェクト・ファイナンスの定義に「有形資産を担保の目的とするもの」とあるが、返済原資が無形資産の場合も特定貸付債権として対応させていただきたい。	同左	返済原資が知的所有権等の無形固定資産の場合も、特定貸付債権にて対応できる余地を残しておいていただきたいため。
11	中堅中小企業向けエクスポージャーの定義	第1条第52号	10	中堅中小企業向けエクスポージャーの定義にある「売上高」の判定にあたっては、同一グループに属するものとして管理している場合は、連結の売上高に加え、保守的に売上高を合算した数値の使用も認めていただきたい。	同左	中堅中小企業向けエクスポージャーを判定する際、同一グループに属するものとして管理している場合でも、連結財務諸表を作成していない企業グループの連結売上高を把握することは困難である。また、子会社としか取引がない場合、当該事業法人が連結財務諸表の作成対象か否かを厳密に確認することは実務上困難である。
12	購入債権の定義・希薄化リスクの定義	第1条第62号	11	「購入債権」の対象には、購入した貸付債権も含まれるのか。 対象に含まれる場合、「購入債権の債務者の譲渡人に対する債権を自働債権、当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺」については希薄化リスクの対象からはずしていただきたい。	同左 購入した貸付債権も対象に含まれる場合、「購入債権の債務者の譲渡人に対する債権を自働債権、当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺」を希薄化リスクの対象からはずしていただきたい。少なくとも「譲渡人が金融機関である場合を除く」としていただきたい。	譲渡人が預金受入金融機関の場合、第1条第62号にいうリスクは債務者の預金との相殺ということになるが、実際にはそうした相殺金は譲渡金融機関が利得してはならないため、譲受金融機関に速やかに支払われる。希薄化リスクは、相殺直後に当該金融機関が破綻し、債務者の預金がペイオフの対象となり、かつ当該金融機関の清算により預金が減殺する時のみ顕在化するが、そのような預金減殺リスクは本邦で一度も顕在化していないため、それを計量するのは不可能であり、監督当局による検証も困難な、極めてインマテリアルなリスクであると考えられる。 それでもなお、「譲渡金融機関のリスク」として加算するとすると、信用力の低い金融機関が債権譲渡することは困難になる。このことは官民をあげて金融市場の安定化のために債権流動化市場を育成しようとしている試みを、新規制が阻害することにもなりかねない。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
13		第1条第62号	11	購入売掛債権の希薄化リスクは第1条第62号の希薄化リスクと適合しないので、購入売掛債権の希薄化リスクの定義を別途制定していただきたい。	購入売掛債権の希薄化リスクは第1条第62号の希薄化リスクと適合しないので、購入売掛債権の希薄化リスクの定義を以下の通り別途制定していただきたい。 (対案) 「購入売掛債権に関する希薄化リスクとは、当該売掛債権の債務者に対する現金債権または非現金債権を通じて、売却商品の返品、商品の質に関する係争、借入人が未収債権の債務者に対して債務を負っていること、借入人が申し出た支払いまたは販売促進の理由による値引きから生じる相殺によって、売掛債権の金額が減少するリスクをいう。」	購入売掛債権の希薄化リスクとは、セラー(オリジネーター)が債務者(オブリガー)に対して有する売掛債権の金額が、売却商品の返品、値引きまたは反対債権によって減少する可能性があるリスクを指す。第1条第62号にある「購入債権に係る契約の取消若しくは解除」により相殺が発生という定義は実務的には想定し難い。
14	購入債権の定義 (適格購入事業法人等向けエクスポージャープール)	第1条第60号(二)	11	「プールに含まれる購入債権のうち、最大のものが総額に占める割合が3パーセント以内であること」とあるが、具体的な数値を削除いただきたい。やむを得ず、数値を盛り込む場合には、上限制限の判定時期を債権購入時のみとした上で、実務上相対的に影響度が低くなると思われる5パーセント以上の水準に変更していただきたい。	同左	まず、分散プールの集中制限はプールに含まれる資産の種類・特性・劣後や留保等のスキーム上の設定を踏まえて決定するものであり、単一の数値を設定することは実務に馴染まないと考え。例えば、優先劣後構造による優先部分の買取において劣後部分を手厚くすることで集中制限の許容度も広がるはずである。 次に、かかる実務上の実態を無視して「3パーセント」の集中制限が適用された場合、大企業に比べて一般的に取引先数の少ない中堅・中小企業に対して債権流動化市場へのアクセスを大きく制限することとなり、本邦における債権流動化市場の育成に大きな障害になると危惧される。(市場への影響は金額ベースで概ね6,000億円を下回らないと推定される) また、取引先への説明が必要となるため、数値の算出根拠を明確に公表することを要望すると同時に、外国金融機関(特に、内部評価方式を適用する欧米金融機関)に課せられる基準との平仄にも配慮し、本邦金融機関が不利な取扱いとならないことも配慮いただきたい。 更に、当該基準値が適用される場合でも、「プール債権購入時」のみを判定時期としていただきたい。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
15		第1条第60号(イ)	11	適格購入事業法人等向けエクスポージャープールの定義にある「直接又は間接に信用供与」という表現について、明確化のため表現を見直していただきたい。	適格購入事業法人等向けエクスポージャープールの定義にある「直接又は間接に信用供与」という表現について、明確化のため、以下の通り表現を見直していただきたい。 (修正案) 「購入債権の譲渡人が…、かつ、当該内部格付手法採用行が当該購入債権に対する直接又は間接の原債権者でないこと。」	意見参照

(2)自己資本比率計算の考え方

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	資本勘定に含まれている将来期待収益の取扱い	第1条第7号	4	資本勘定に含まれている期待将来収益は、第1条第7号に定められる方法とは異なるアプローチにより計算してもよいか。	資本勘定に含まれている期待将来収益の定義にある「将来キャッシュ・フローを当該エクスポージャーの債務者がデフォルトするリスクを勘案した金利で割り引くことによって算定」とされている部分については、債務者のPDを勘案して、将来キャッシュ・フローからデフォルト相当分のキャッシュ・フローを減じた後のものをリスクフリー・レートで割り引く方法により計算してもよいか。	資本勘定に含まれている期待将来収益は、異なるアプローチによっても計算できることから、解釈の確認を要望するもの。
2		第5条第1項	17	基本的項目から控除する「資本勘定に含まれている期待将来収益」の取扱いは、新規制開始以前のもの是对象外としていただきたい。	同左	標準的手法採用行にとって、新規制における証券化エクスポージャーの扱いは非常に厳しいものであると考えられる。今後は、証券化についても、信用リスク管理の高度化に取り組むべきであると考えながら、新規制開始以前に取り組んだ取引については、何らかの激変緩和措置を設けていただきたい。
3	基本的項目、補完的項目	第5条第6条第8条	17～19	各種規制の制限値の対象となる「基本的項目」ないし「補完的項目」とは、第5条の「基本的項目」または第6条の「補完的項目」を指しており、第8条の「控除項目」は勘案する必要はないとの理解でよいか。	以下において基準となる「基本的項目」および「補完的項目」については、「控除項目」を勘案する必要はないとの理解でよいか。 - 「期限付劣後債務および期限付優先株」の補完的項目への算入上限(「基本的項目」の50%) - 新規制における「バンキング勘定の金利リスクのアウトライヤー銀行」の判定基準(「基本的項目+補完的項目」の20%) - 株式の保有制限(「基本的項目」の100%)	-
4	控除項目 (金融業務を営む関連法人等)	第8条第1項第2号	20	現行規制では「従属業務を営む関連法人等」に対する出資は控除項目の対象外との認識であるが、新規制においても当該出資額は控除項目の対象外としていただきたい。	現行告示(第7条第1項第2号(ロ))においては「(同項8号に掲げる会社(=従属業務・金融関連業務を営む会社)のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの(=従属業務を営む会社)を除く。)」との記載があり、従属会社の資本調達手段は控除項目の計上対象外である旨記載されているが、告示素案では記載がない。新規制においても当該出資額は控除項目の対象外としていただきたい。	現行規制との平仄の観点からは、新規制においても現行規制と同様の対応が望ましい。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
5	国際統一基準 (単体自己資本 比率) 基本的項目	第16条第3 項	24	海外特別目的会社の発行する優先 出資証券の基本的項目への算入限 度について、その超過部分の取扱い については第17条第1項4号および同 第2項等の要件を満たしていることを 前提として、補完的項目への算入を 認めていただきたい。	同左	現行規制では、「自己資本比率規制質疑応答」に左 記のとおりの内容で明確化されていることから、新規 制においてはその扱いを告示上明記していただきた い。

(3) 標準的手法

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	適格格付機関	第44条 第45条	38～41	適格格付機関および信用リスク区分への対応は早期に公表していただきたい。	適格格付機関の対象および適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応は早期に公表していただきたい。 内部格付手法採用行でも適用除外部分に標準的手法を用いる必要があることなどから、遅くとも予備計算開始1年前(平成17年3月末)までには明確化されていないと、行内制度・システム対応が困難となる。	行内制度・システム対応の促進のため。
2	非依頼格付の使用禁止	第44条第6項 第47条	39 41	依頼格付か非依頼格付かを区別できることについても、適格格付機関の要件(情報開示の基準)に加えていただきたい。	依頼格付か非依頼格付かを顧客に確認することは極めて負担が重く、業務の障害となる。適格格付機関へ情報開示を義務付けるため、依頼格付か非依頼格付かを区別できることを、適格格付機関の要件(情報開示の基準)に追加していただきたい。	意見参照
3	ソブリン向けエクスポージャー	第54条	42	海外諸国における現地通貨建の現地通貨で調達された当該国のソブリン向けエクスポージャーについて、当該国と同じリスクウェイトの適用を認めていただきたい。	最終文書パラグラフ54では、各国裁量が適用された場合、他の監督当局も監督下の銀行に対し当該通貨建の当該通貨で調達された当該国のソブリン向けエクスポージャーと同じリスクウェイトの適用を認めてもよいことになっている。最終文書の記載どおり、当該国と同じリスクウェイトの適用を認めていただきたい。	意見参照
4	法人等向けエクスポージャー	第69条第1項	46	「法人等向けのエクスポージャーのリスク・ウエイトをすべて100%とすることができる」とあるが、この特例は事業単位ごとに適用できるという理解でよいか、確認させていただきたい。	同左	-
5	中小企業等・個人向けエクスポージャー	第70条第1項第2号	46	中小企業等・個人向けエクスポージャーにおけるエクスポージャーの数値基準(0.2%)は削除していただきたい。	第70条第1項第2号に「前号の要件を満たすエクスポージャー(第75条に規定する延滞エクスポージャーに該当するものを除く。)を合計した額の0.2パーセントを超えないこと」とあるが、本判定の条件が煩雑、かつ、現状の内部管理に即した数値ではなく、規制のための新たな管理が必要となるため、当該数値基準を削除していただきたい。	意見参照

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
6	抵当権付住宅ローン	第73条第1項第3号	47	公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合の次順位抵当権が認められているのは、抵当権者が「銀行」の場合のみであるが、抵当権者が「保証会社」の場合も同様の扱いを認めていただきたい。	同左	住宅金融公庫等の公的機関が第一順位となり、民間住宅ローンは第二順位となるケースは多く、かつ金融機関によっては自らが担保権者とならず系列の保証会社が担保権者となっていることが多いため。
7	事業用不動産向けエクスポージャー	第74条	48	不動産からの賃貸収入に依存している事業用不動産向けエクスポージャーのリスクウェイトは100%以上とされているが、例えば150%や200%という場合もあり得るのかを確認したい。	同左	最終文書(パラグラフ74)では、当該エクスポージャーについて原則として100%以外のリスクウェイトを認めないとしている。
8	延滞エクスポージャー	第75条	48	標準的手法採用行における延滞エクスポージャーのディスカウント部分についても、個別貸倒引当金等と同様の取扱いを認めていただきたい。	標準的手法採用行がディスカウント購入した延滞エクスポージャーのディスカウント部分について、個別貸倒引当金等と同様にエクスポージャーから控除する扱いを認めていただきたい。 また、標準的手法では、延滞エクスポージャーに対して、エクスポージャー額に対する個別貸倒引当金等の割合に応じたリスクウェイトを適用するが、ディスカウント購入した延滞エクスポージャーの場合も同様に考え、ディスカウント部分を個別貸倒引当金等と同様に用いることを認めていただきたい。	ディスカウント部分は、個別貸倒引当金等と同様の経済的效果があると考えられるため。
9		第75条	48	「個別貸倒引当金等」は個別引当金、特定海外債権引当勘定および部分直接償却の合計額と読めるが、一般貸倒引当金(「DCF法」によるものを含む)を考慮してもよいか確認させていただきたい。	同左	3ヶ月延滞は「要管理債権」の段階のため、限定的な「個別貸倒引当金等」の定義では実質的には引当済みでも、引当なしと同じリスクウェイトが適用されることになってしまうため。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
10	標準的手法におけるリース取引の取扱い	第31条第1項 第77条第2項等	33,49	標準的手法におけるリース取引の取扱いは、その他資産あるいはリース先の属性に応じた区分のいずれとなるのかを確認させていただきたい。後者の場合、エクスポージャーにはオンバランスであるリース資産 + 未収リース料を、リスクウェイトにはレシーのリスクウェイトを用いてもよいかを確認したい。	リース取引については、内部格付手法には取扱規定があるが、標準的手法においては取扱いが不明確である。その他資産(第77条第2項)あるいはリース先の属性に応じた資産区分のいずれとなるのかを確認させていただきたい。属性に応じた資産区分でリスクアセットを算出する場合、第31条等に準ずれば、エクスポージャーの額は「オンバランスのリース資産 + 未収リース料」となると思われるが、この扱いでよいかも確認させていただきたい。なお、その際、オンバランスのリース取引のリスクウェイトについてはレシーのリスクウェイトを適用するという理解でよいか。	意見参照

(4)信用リスク削減手法

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	貸出金と自行預金の相殺	第122条	68	自行預金の満期日以降に支払期日の到来する相殺契約下にある貸出金の元本返済額に対しても、第137条に従いマチュリティミスマッチ調整を実施することによって相殺可能との解釈でよいか確認させていただきたい。	同左	現行規制では自行預金の満期日以前に支払期日の到来する貸出金の元本返済額に対して相殺が可能であるが、新規制ではマチュリティミスマッチ調整の概念が加わったため、自行預金の満期日以降に支払期日が到来する貸出金の元本返済額に対しても、適切なマチュリティミスマッチ調整を実施することで相殺が可能となるかを確認させていただきたいもの。
2	保証	123条等	69～	保証取引における実態ベースの与信先認識を認めていただきたい。	「フルリコースのABCP、ABL取引」「オブジェクトファイナンスにおける借入人(SPE)への親会社保証」など、外形的には保証行為であるものの、実態的には保証先への与信となっている取引が存在する。 このような場合には、内部的に一貫的・継続的な取扱いも含め明確にルール化されていることを条件に、保証先を実質的な与信先とする取扱いを認めていただきたい。	技術的な理由等により便宜的に別エンティティとなっていることから、契約上、実質的な与信先とするために保証を徴している案件事例が存在するため。
3	持分法適用子会社の保証	第123条等	69～	金融機関自身の持分法適用子会社が差入れている保証については、適格保証として信用リスク削減効果が認められるとの理解でよいか。	同左	持分法適用子会社であっても一企業として内部格付を付与してリスクを評価している場合には、PDかLGDによって信用リスク削減効果を勘案することが可能となるのかを確認したいもの。
4	クレジットデリバティブについての条件	第125条第1項第1号(八)	70	リストラクチャリングの定義における但書の意図・内容を確認させていただきたい。	同左	-

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
5	免責額の扱い	第130条	72	免責額の扱いについて、原債権の所要自己資本を超える場合はプロテクションを認識しなくてもよいか。	免責額の扱いについて、異例の損失だけカバーしたようなプロテクションにおいては免責額が大きくなるが、原債権の所要自己資本を超えて、資本控除されることはないと考えてよいか、確認させていただきたい。 また、保証人のリスクウェイトと資本控除の加重平均が、原債権のリスクウェイトを超える場合でも、プロテクションを認識しないとの選択は可能と考えてよいか、確認させていただきたい。	暗黙裡に小額の免責額を前提にした規定になっているが、商品設計としては、大規模損害のみをカバーする商品も可能であり、全てのケースを明確に整合的に取り扱う必要があるため。 告示素案の第80条第3項では、「信用リスク削減手法を適用した場合の信用リスク・アセットの額が、信用リスク削減手法を適用しない場合の信用リスク・アセット額を上回る場合には、銀行は、当該取引に信用リスク削減手法を適用することを要しない」とされている。
6	階層化された保証	第132条	72	階層化された保証については、証券化エクスポージャーに準じた扱いとするとあるが、保証人の信用力との関係が不明確であり、最終文書のような図表を作成し、明確化していただきたい。	同左	意見参照
7	ソブリンによる保証等の提供	第134条	73	中央政府等が外国通貨建てのエクスポージャーに対して保証等を行っている場合は、当該保証部分のリスクウェイトは、中央政府等の外貨建格付に従うという理解でよいか、確認させていただきたい。	同左	-
8	マチュリティ・ミスマッチの取扱い	第135条第1号	73	マチュリティミスマッチが存在する場合において、エクスポージャーの「債務の履行をなすべき期日として考えるもののうち最も遅い期日」の解釈は、エクスポージャーの最終弁済期日ベースではなく、実効マチュリティベースとの認識でもよいか。	同左	最終弁済期日ベースで認識した場合、約定弁済付貸出における信用リスク削減効果の勘案が過剰に保守的となることが懸念される。
9	派生商品取引	第79条第2項 第118条	51 67	派生商品の取扱いについて、当局と民間金融機関とのコンセンサスを作り上げる必要があり、早急に民間金融機関と意見交換を行う場を設定していただきたい。	派生商品の取扱いに関し、下記の論点等について、監督当局と民間金融機関とのコンセンサスを作り上げる必要があるため、早急に民間金融機関と意見交換を行う場を設定していただきたい。 - 「再構築コスト」と「アドオン」のネットینگについて - CSA取引の取扱い(差入担保の取扱い、アドオン掛目の取扱い等)、等	意見参照

(5) 内部格付手法(全般)

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	内部格付手法の承認手続	第145条～ 第150条 附則等	76～78 166～	平成17年9月に予定されている「採用する手法の届出」においては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の同時届出を可能としていただきたい。	同左	先進的内部格付手法の核をなすLGD推計方法については国際合意レベルでも監督当局と民間金融機関とが協議継続している状況にある。そのような状況下において、平成17年の秋時点で、金融機関が機関決定を行い、先進的内部格付手法1本に絞り込むとの方針を決定することは、余りにも準備期間が短く、困難である。
2		第145条～ 第150条 附則等	76～78 166～	平成19年度中において、平成20年3月末からの先進的内部格付手法の適用が困難である旨が明らかとなった場合には、基礎的内部格付手法の要件を満たしていることを条件に、基礎的内部格付手法の適用を認められる枠組みとしていただきたい。	平成20年3月末からの先進的内部格付手法の実施を計画しており、平成18年度中に基礎的内部格付手法の承認申請を行わず、平成19年3月末において現行規制による開示を行った場合においても、結果的に平成20年3月末における先進的内部格付手法適用の承認が取得できなかった場合でも、基礎的内部格付手法適用の要件を満たしていれば、平成20年3月末からの基礎的内部格付手法の適用を認められる枠組みとしていただきたい。	先進的内部格付手法を予定していたものの最終段階において不承認となった場合には、自動的に標準的手法を適用しなければならないとすると、承認要件についての不確定要素が大きい先進的内部格付手法の適用を当初から目指すという決断は、金融機関にとって非常にリスクの高いものとなるため、何らかの救済措置の設定を要望するもの。 また、そうしたリスクを回避するために、一旦、平成19年3月末において、基礎的内部格付手法適用の承認を取得した上で、平成20年3月末において先進的内部格付手法を目指すとの選択もあるが、その際の対応負担は甚大なものとなるため。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
3	予備計算	第147条	76～77	一連の承認手続の過程である、予備計算の届出、予備計算結果の提出等の手続初期段階における提出書類の完成度、要求水準については、柔軟に対応していただきたい。	平成17年度秋頃に予定されている予備計算の届出においては、スケジュールが非常に切迫していることもあり、予備計算報告書提出時の必要書類(第146条第1項および第2項に掲げる書類に準じた書類)と同等の書類ではなく、最低条件の整備スケジュールを示した書類を添付する等の簡易な対応を認めていただきたい。 また、予備計算についても、「承認を得ようとする内部格付手法に基づいて」との記載はあるものの、予備計算期間は、民間金融機関にとっては依然準備段階にある点を考慮いただき、過度の負担とされない取扱いを認めていただきたい。	平成17年度秋頃に予備計算の届出をすることになっているが、審査・承認が18年に実施されることになっていた従来のスケジュールからすると、17年度秋頃までに左記の資料を準備することは実質的なスケジュールの前倒しであり、実務上対応が困難。また、海外諸国においても予備計算に過度の負担を掛けないことが検討されているとの事実も踏まえ、各国の新規制導入に関わる一貫性の観点からも考慮願いたい。
4	適用除外	第153条第1項	78	適用除外の基準となる「信用リスク・アセットの総額」に相当する「信用リスク・アセット」の対象・範囲を確認させていただきたい。	適用除外の基準となる「信用リスク・アセットの総額」とは、内部格付手法採用行の連結対象資産(内部取引相殺後のベース)に対する「信用リスク・アセット額」との理解でよいか。また、当該信用リスク・アセット額は、採用しようとする手法により(適用除外の対象となるであろう事業単位ないし資産区分については、標準的手法)算出するとの理解でよいか。	新規制準備にあたり、適用除外範囲の早期確定の観点より確認するもの。
5		第153条第1項	78	事業単位としては内部格付手法採用だが極めて小さいポーションにおいて、内部格付手法の適用が困難なケースについても、適用除外を認めていただきたい。	同左	事業単位としては内部格付手法の採用を検討している子会社であっても、例えばカード会社のように専ら個人リテールのリスク管理を進めてきた会社にとっては、コーポレートカードについての事業会社リスクの管理は技術的にも、また極めて小さいポーションなので費用対効果的にも、将来的にも目処が立たず、内部格付手法の適用が困難なケースがある。こうしたポーションについて一切適用除外を認められないという運営は硬直的すぎるのではないかと考える。 仮に適用除外を認めた場合でも、連結レベルで重要なポーションについては内部格付手法の適用をさせるべきという当局のスタンス、連結グループ運営において一貫性のある管理を行いたいという民間金融機関のニーズの双方を満たすことはできると考える。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
6	内部格付手法の適用に伴う所要自己資本の下限	第155条 第326条	79 163	信用リスク、オペレーショナル・リスク各々で規定されている適用手法移行時のフロアの考え方を明確化していただきたい。	告示素案上、第155条と第326条の調整条項が見当たらず、信用リスクの内部格付手法とオペレーショナル・リスクの先進的計測手法を同時に適用開始した場合、第155条により「旧」と「新」の差額の12.5倍を加え、第326条により「旧」と「新」の差額の12.5倍を加える(合計で差額の25倍を加える)ように読める。また、両者を同時に移行するか、異なる時期に移行するかにより、フロアのかかり方に不整合が生じる懸念もあり、両者の組み合わせを踏まえたフロアの取扱いを明確化していただきたい。	告示素案上、信用リスク、オペレーショナル・リスク各々のフロアが併記されており、両者の組み合わせについての記述が見当たらないことより、明確化を要望するもの。
7	期待損失の取扱い	第158条第1項 第223条第6項	80 111	基礎的内部格付手法におけるELdefaultは45%(=LGD)という理解でよいか。	同左	-

(6) 内部格付手法(信用リスク・アセット額の算出)

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	デフォルト債権の信用リスク・アセット	第160条 第166条～ 第168条	81～83 87～88	最終文書においては、「デフォルト債権の所要自己資本は、ゼロと、そのLGDと銀行による最良の推計値との開差の大きいほうと等しい」と記載されているが、国内適用においては、現状、勸案の必要はないとの理解でよいか。	同左	本論点は、バーゼル委員会において依然議論中の事項であり、同委員会における今後の議論の展開によって取扱いが変わっていくとの位置付けが否かを確認するもの。 一方で、内部格付手法の実施準備を進めるに当たり、根幹となる項目の1つであり、早期の明確化が望まれる。
2	特定貸付債権のリスクウエイト(スロッシング・クライテリアの取扱い)	第158条 第160条	80～83	内部格付をスロッシング・クライテリアへ割り当てる方法については各金融機関のプラクティスを重視するとともに、共通認識を持つための意見交換の場を設定していただきたい。	内部格付をスロッシング・クライテリア(SC)へ割り当てる方法については各金融機関のプラクティスを重視するとともに、共通認識を持つための意見交換の場を設定していただきたい。意見交換における論点としては、以下を想定している。 -SCのリスク判定ガイドラインの位置付、活用方法 -SCと内部格付、外部格付のマッピング -マッピングの合理性が承認されるプロセス、等	当該分野における管理制度は各金融機関区々であり、新規制により画一的なルールを強いられることは、民間実務の激変に繋がりがかねないことから、民間実務を踏まえた十分な対話を要望するもの。
3	事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジットデリバティブが付された場合の取扱い	第161条第4項	83	第161条第4項において、同条第1項および2項に準用される条項(保証、クレジット・デリバティブの条件)の一部が不整合となっており見直していただきたい。	第161条第4項において、同条第1項および2項に準用される条項(保証、クレジット・デリバティブの条件)のうち、第128条、第129条は、各々、適格な保証人またはプロテクションの要件、およびリスクウエイトの置き換えの記述であり、第2項については準用できないことから、見直していただきたい。	先進的内部格付手法における保証人またはプロテクションの提供者のPDまたはLGD適用について、「適格要件」を付すという意図であれば、民間として想定していないものであり、しかも最終文書の趣旨とも齟齬をきたすものであるため、要望するもの。
4		第161条	83	先進的内部格付手法においてPDを調整した場合は、LGDについては当該債務者に対する保証のない与信と同等のLGDを推計することが必要という理解でよいか。	基礎的内部格付手法の場合は、被保証部分のリスクウエイトがPDだけではなくLGD・算式も保証人・プロテクションの提供者のものに代替されるのに対し、先進的内部格付手法においては、保証またはクレジット・デリバティブを勸案したPDまたはLGDを適用することができるが、算式は代替できない。PDを調整した場合は、LGDについては当該債務者に対する保証の無い与信と同等のLGDを推計することが必要という理解でよいか。	案件格付やリスクアセット算出システムの設計上重要なポイントであるので確認したい。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
5		第161条第1項	83	適格保証の判定は格付ではなくPDによることを明確化していただきたい。	最終文書(パラグラフ302)では、保証人のPDがA-相当以上であることを適格保証の要件としているが、告示素案の記載では格付のマッピングのみに要件があるように読めるため、当該箇所を見直していただきたい。 (修正案) 「適格格付機関の4 - 2 以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDを持つ内部格付制度上の債務者格付を付与しているもの」	意見参照
6	適格不動産担保	第163条第4項第1号(二)	84	「年1回以上の頻度で適格不動産の担保価値を評価しており」には、統計的な評価手法による推計値の更新も含むことを確認させていただきたい。	最終文書(パラグラフ509)の「頻繁な再評価」では、「統計的な評価手法(例、住宅価格インデックスの参照やサンプル調査)は推計値を更新したり、価値が低下し再評価を必要とする担保を識別するために、用いてもよい」と記載されている。これは、統計的な評価手法による推計値の更新も、告示素案のいう「不動産の担保評価」に該当するとの主旨であると解するが、その理解でよいか確認させていただきたい。	基準値データの洗替等による再評価であっても時価把握は可能であると考えため。
7		第163条第4項第1号(ホ)	85	不動産の種別ごとにプライシング方針書の策定を求めるのは過剰要件であり、例示的な記載にとどめていただきたい。	適格不動産の運用要件として、「適格不動産の種別及び種別ごの信用供与の方針(金利等の条件への勘案を含むが、これに限らない。)を明らかにした書類を備え置いていること」が求められているが、要件として過剰である。あくまで例示的な記載にとどめていただきたい。	不動産の種別ごとにプライシングを規定することは本邦金融実務に馴染まない。
8	適格債権担保	第163条第4項第2号	85	手形担保ならびに割引手形に対する「適格担保要件」を緩和していただきたい。	手形担保については、標準的手法においては「取立未済手形」として商手担保取引が優遇されている(第66条)一方で、内部格付手法においては、「適格債権担保」の枠組みで扱うものと解されるが、手形担保は我が国特有の金融慣行であり、最終文書と同等の運用要件で規定されると、民間金融機関に対し過度の実務負担を強いることとなるため、以下の通り要件を緩和していただきたい。 一割引手形における「担保権設定」規定の免除、等	手形担保への過度の運用要件の賦課は、我が国で広範に流通している手形担保への過度の実務負担を強いることとなり、民間実務への影響が大きいため要望するもの。 また、割引手形は、形式的には売買取引であるものの、経済実態は手形を譲渡担保とした割引依頼人に対する与信行為、即ち金融取引とみなしてきた経緯がある。したがって、明確な担保契約に相当する文書はないが、適格債権担保として認識できるものと思料する。
9		第163条第4項第2号	85	被担保債権額に対する上乗せ額への勘案要素の位置づけを緩和していただきたい。	適格債権担保に対し被担保と信額を上回る差額の確保することは、「根担保」、「部分保全」が極めて一般的な本邦金融慣行上必ずしも合理性がなく、また、銀行のエクスポージャーと合算した全体の集中リスクを勘案することは、実務上困難であり、当該項目を推奨条項としていただきたい。	銀行のエクスポージャー全体の集中リスクの勘案は実務上困難であり、民間に過度の負担を強いるものとなるため。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
10	適格その他資産担保	第163条第4項第3号(ロ)	86	担保権の順位が第一順位であることを運用要件としないいただきたい。	適格その他資産担保の運用要件の1つに「担保権の順位が第一順位であること」とあるが、船舶担保等、実質不動産担保と同じ扱いが可能である場合があり、また、その他担保は1/1.4の掛目があり、規制上も担保されている。当該箇所を運用要件とはしないことにしていきたい。	意見参照
11		第163条第4項第3号(ハ)	86	「金銭消費貸借契約において、担保の詳細及び当該担保の評価の方法及び頻度の詳細について記載されていること」を運用要件としているが、これについては緩和していただきたい。	本邦金融慣行では「根担保」が極めて一般的であり、適格その他資産担保の詳細を金銭消費貸借契約に盛り込むことは必ずしも実務に合わない。金銭消費貸借契約上だけでなく、金融機関内部の一般ルールとして担保の評価方法・評価頻度等を規定することをもって運用要件を満たしているとしていただきたい。	意見参照
12		第163条第4項第3号(ニ)(ホ)	86	「エクスポージャーの額に応じた適切な担保の額」に係る方針を策定することの運用要件を緩和していただきたい。	本邦金融慣行は「根担保」、「部分保全」が極めて一般的であり、適格その他資産担保に関し、「エクスポージャーの額に応じた適切な担保の額」に係る方針を策定することは、本邦では必ずしも合理性がない。当該前提に基づく限定的な推奨要件にする等、要件を緩和していただきたい。	意見参照
13	マチュリティ	第165条第2項	87	簡便な手法で計算した実効マチュリティの使用を認めていただきたい。	第165条第2項に、簡易な方法として契約期間を実効マチュリティとする方法が例示されているが、これ以外にも、例えばCFIに利息を含めない方法など、保守的な値になるのであれば簡易な方法も幅広く認めていただきたい。	支払利息等も勘案のうえ、実効マチュリティを明細単位で捕捉することは現時点では困難なため。
14		第165条第6項	87	当座貸越契約のマチュリティについては1年としていただきたい。	契約期間はあるが任意の時期に無条件で取り消し可能な事業法人等向けの当座貸越契約のマチュリティは本来1日とすることも考えられるが、1年のフロアを適用して1年とすることを認めていただきたい。	システム対応の促進のため。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
15	EADの推計	第172条 第181条～ 第182条	89 94～95	グループ内の他業態子会社におけるEAD推計については柔軟な対応を認めていただきたい。	グループ内の他業態子会社におけるEAD推計については柔軟な対応を認めていただきたい。その業界での慣行(会計制度等)があり、銀行業界の慣行が通用しないケースがあるため、こうしたケースにおけるEAD推計については柔軟な対応を認めていただきたい。 具体的な例としては以下の通り。 ークレジットカードの会員未収金(月末残高の把握ができない) ーリースのOM(賃貸借処理)残高(本邦では告示素案にあるような「リース料から利息相当額を差引いた額」による財務会計上の管理を行っていない)	銀行グループ内の他業態グループ会社に対し新規制での過度な対応を必要とすることは避けていただきたい。
16	株式等エクスポージャー	第173条第5項	90	ヘッジの意思が明確な場合(紐付き管理されている等)に限り、残存マチュリティが1年未満の場合もネットティング可能としていただきたい。	ヘッジの意思が明確な場合(紐付き管理されている等)に限り、残存マチュリティが1年未満の場合もネットティング可能としていただきたい。 (対案) 「但し、ヘッジ手段の残存期間が一年未満の場合でも、ヘッジの意思が明確なものに限りネットティングが可能である。」	ヘッジの意思が明確であるにも関わらず、ロング/ショートで最大2倍のエクスポージャーを計上することは保守的過ぎる。
17		第173条第7項	90	「四半期の収益率と適切なリスクフリーレートとの差につき、…」とあるが、モデルによって対応が様々であるため、金融機関の内部モデルを尊重する柔軟な表現に見直していただきたい。	同左	意見参照
18	ファンド	第173条第7項 第174条	90～92	ファンドについては、そのポートフォリオ構成、ストラクチャー等区々であり、個別典型事例に関する監督当局、民間の共通認識を醸成するために意見交換の場を設定していただきたい。	ファンドについては、そのポートフォリオ構成、ストラクチャー等区々であり、個別典型事例に関する当局、民間の共通認識を醸成するために意見交換の場を設定していただきたい。 論点例は、以下の通り。 ーファンドに対する内部モデル手法の適用可否 ー株式以外の資産が大半を占めるファンドに対し、大半を占める資産のリスクウェイトをファンド全体に適用可否 ー裏付資産の一部について内容が不明な場合の取扱い ーファンドの構成にデリバティブ等によるヘッジがある場合の取扱い、等	ファンドについては、最終文書においても記載が少なく、運用の余地が大きいことより、官民における共通理解を深める必要があるため。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
19		第174条第3項	91～92	第174条第3項については、「最もリスクアセットが高くなる資産に全額投資する」と解釈されるおそれがあるため、最終文書と同様の表現に見直していただきたい。	第174条第3項については、「最もリスクアセットが高くなる資産に全額投資する」と解釈できるため、最終文書と同様の「予め定められた運用基準に従って、最も高い所要自己資本を要するアセットクラスに投資し、順次より少ない所要自己資本を要するアセットクラスに投資すると仮定して、基準日のファンド額を基に算出する。」との表現に見直していただきたい。	解釈の明確化の観点より要望するもの。
20	購入債権	第176条	92	希薄化リスクのリスク・アセットについては、「重要」である場合のみ対象となる旨を明記していただきたい。	同左	最終文書においても、希薄化リスクについては、「重要」でない場合には、リスク・アセットの対象外とされている。
21		第176条	92	購入債権の希薄化リスクを認識しないための要件を明確にいただきたい。	購入債権につき、希薄化リスクを認識しなくてよいための要件は特に記載されていないが、各金融機関においてこれを判断するということで考えてよいか。(例えば手形や異議なき承諾の場合等法的に抗弁権の切断がなされている場合のほか、検収済みの売掛債権で商業取引の流れからして反対債権がありえない場合等事実上抗弁される可能性がない場合には希薄化リスクを認識しなくてよいか)。	-
22		第176条～第180条	92～94	最終文書(パラグラフ371～372)の「ディスカウント」の扱い、及び(パラグラフ373)「担保」の扱いについても明記していただきたい。	同左	希薄化リスクに対する措置としては「保証」だけでなく、「ディスカウント」や「超過担保」による対応も考えられるので、これらの規定も必要である。
23		第177条	92～94	階層構造となっている一部リコース案件において、優先部分は証券化フレームワークで、劣後部分にはセラーの信用リスクを適用するという理解でよいか。	同左	劣後部分のリスクを銀行が負っている訳ではなく(セラーの持分)、「証券化+セラー宛与信」と理解するのが経済合理性の観点から妥当と考える。
24		第177条第2項	92～93	「PD:適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する一年間のデフォルト率を百分率で表した推計値」と「LGD:45%」の組合せを使用する場合には、EL推計が必要と読めるが、この条件を見直していただきたい。	同左	-

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
25		第178条	94	第178条の解釈が1つになるよう表現方法を見直していただきたい。	第178条の解釈の明確化のため、以下の通り表現を見直していただきたい。 (修正案) 「前条第10項及び第11項の規定にかかわらず、第128条第2号に記載する信用区分の規定は、希薄化リスクの保証については適用しないものとする。」	第178条に「前条第10項及び第11項の規定にかかわらず、第128条第2号の規定は、希薄化リスクの保証については適用しないものとする。」とあるが、当該文言の解釈は、「セラーが希薄化リスクを保証している場合、当該セラーの外部格付のランクにかかわらず、希薄化リスクをセラーリスクで置き換えることが可能」と理解している。しかし、希薄化リスクの計測に関する現在迄の議論の経緯を把握していなければ「セラーリスクで置き換えることが出来るのは、第128条第1号に規定する保証人が行う保証に限定される」という解釈も成立する。
26	その他資産	第185条	95	内部格付手法におけるその他資産の取扱いを細分化・明確化していただきたい。	告示素案の内部格付手法におけるその他資産の取扱いでは、事業法人等(第160条)、リテール(第166～第168条)、株式等(第173条)およびファンド(174条)以外が全て100%になるとも読めるが、内部格付手法においてもその他資産の性質によって、少なくとも標準的手法レベルのリスクウェイトを勘案する等の対応をしていただきたい。	内部格付手法におけるその他資産の取扱いが画一的に過ぎ、条文からのみ判断すると、リスクウェイトがゼロの「現金」についても100%のリスクウェイトが課されるとの解釈も成り立つことから、修正・意図の確認を行うもの。
27	株式エクスポージャーに関する経過措置	附則第13条	170～171	投資額増加が伴わない保有株式数増加に対するグランドファーザリング適用について包括的な記載内容にしていただきたい。	告示素案では、継続して保有されているものとして取り扱うことができる保有株式数の増加は株式分割に限定されるように読めるが、合併や株式交換などにより投資額増加を伴わない保有株式数の増加が生じる場合も、経過措置適用が継続されると理解しやすい下記のような表現に見直しをしていただきたい。 (対案) 「…当該エクスポージャーの発行主体による株式分割、合併、株式交換等に起因して投資額増加が伴わない保有株式数の増加が生じたときは、前項のエクスポージャーは継続して保有されているものとして扱うことができる。」	基準日時点の持株数およびこれらを保有する結果として直接発生する追加株式数(最終文書パラグラフ268)と考えられるため。

(7) 内部格付手法 (最低要件)

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	内部格付制度の設計	第186条～第198条	96～101	最終文書パラグラフ389の原則を重視し、格付制度の設計においては銀行のプラクティスを尊重していただきたい。	最終文書パラグラフ389では「銀行のリスク管理のポリシーや実務について、その形態や運用の詳細を指図することは、当委員会の意図するところではない」としている。この趣旨を尊重し、我が国においても、実務上の内部格付制度の対象範囲が必ずしも新規制の資産区分とは一致しないという事実(コーポレートと銀行・ソブリンが分かれていない、リテールプールの基準が1億円未満ではない等)を考慮して、格付制度の設計に関しては柔軟に対応していただきたい。	内部格付制度の対象範囲が異なっても、新規制に準拠したパラメーターの推計を行うことは可能であるが、内部格付制度自体の変更を求められることは、業務運営そのものの見直しに繋がる。
2	事業法人向けエクスポージャーの内部格付制度	第187条	96～97	LGDに対応した案件格付が義務付けられているが、欧米と本邦における与信運営実務の違いを考慮のうえ、包括的な担保や保証の徴求といった本邦金融機関のプラクティスを尊重して欲しい。	本邦においては、包括的な担保や保証の徴求が一般的であり、そうした本邦特有の実務に則したアプローチを行うことによって、案件格付の要件が充足されているとみなしていただきたい。(以下は例示であり、必ずしもこれに限らない) 一個々の案件毎にLGD格付は付与するが、その過程においては顧客単位で行い、結果として同一顧客の複数案件については同じLGD格付を付与すること。 ー債務者格付に基づくPDとLGDとの組み合わせでリスクウェイトが計算でき、かつ取引に特有の状況を勘案した信用リスク管理の体系を有すること。 ーリスクアセット算出時点で案件毎にLGD値を設定できる仕組みを有していること、等 また、基礎的内部格付手法においては、最終的に債務者格付と同一となっても差し支えない旨を確認させていただきたい。	本邦では、海外と異なり、包括的な担保や保証を徴求しており、案件単位というよりは、顧客単位で与信の回収可能性を管理している。また実際の回収実績も、案件の特性よりも顧客の特性により有意な違いが出ており、統計的に有意なLGDを推計しようとするよりも顧客要素を取り込む方が優れているという結果になっている。
3	事業法人等向けエクスポージャーの格付の構造	第189条第11項	97	債務者格付・案件格付については、適切な間隔で区分した上で、結果として特定の格付区分にエクスポージャーが集中した場合については問題としないとの理解でよいか。	同左	実務上、特に案件格付においては、結果的として特定の格付区分にエクスポージャーが集中することはあり得る。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
4	格付付与等における評価対象期間	第195条	99～100	第195条において、格付付与等における評価対象期間を「1年以上としなければならない」旨の記載があるが、実務に鑑み、必須要件ではなく推奨要件としていただきたい。	同左	第195条においては、「1年以上にわたる期間を評価の対象としなければならない」とあるが、最終文書(パラグラフ414)上の記載は「銀行は格付区分を割り当てる際にはより長い対象期間(a longer time horizon)を用いることを期待されている」とあり必須とはならず、かつ本記載は第3次市中協議案から最終文書に至る間で修正されたものと理解している。 また、本邦実務においては各金融機関それぞれに「現時点(point in time)の格付」、または「長期の評価(through the cycle)の格付」を使用しており、一律に長期の評価を義務付けることは違和感がある。また、短期の無担保ローンのプール割り当てなど、1年以上のリスクが測定できないものもあり、対応できないおそれがある。
5		第195条第2項	99	リテール向けエクスポージャーのプールへの割当てにおいてストレス・シナリオの想定は削除していただきたい。	リテール向けエクスポージャーのプールへの割当てにあたり、「経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を……評価しなければならない」とあり、その対応方法として、「PD、LGDの推計を行うに当たって特定の適切なストレス・シナリオを利用すること」とあるが、リテール向けエクスポージャーのプールへの割当てにおける要件としては必要ないものと考えており、当該条項は削除していただきたい。	最終文書においても左記要件は特に求められていない。
6	格付の対象(リテール向けエクスポージャーのプールへの割当て)	第200条	102	プールの特性として保証勘案前と後のPD・LGD・EADの比較は、他の類似プールから類推することは可能だが、プール自体を無かったことにして、再割付して管理することは、プール管理を否定することになり、民間として対応困難であり、条文の修正をしていただきたい。	「保証又はクレジット・デリバティブがないと仮定した場合のプールへの割当て及びそれに基づくPD、LGD及びEADの推計」とあるが、他の同一資産区分の案件と同じだけの情報を取り得ない場合が多い。その場合は当該資産区分の類似プールのPD・LGD・EADから推計するのが実際の管理である。仮に個々の案件について、保証なしと同レベルでのプール割当てが可能であっても、そもそもプール間で与信運営が異なるものを無視して、同一プールの如くPD・LGD・EAD推計を行うことは意味があるとは認められず、プール型管理の枠組みを損なうものである。保証付の部分についてはそれぞれでPD・LGD・EAD推計を行うべきであり、本条項については修正を要望する。最終文書でもそのような対応は求めていないと理解している。	第200条第1項におけるプールの割当てにおいて信用リスク削減効果を勘案している場合は、保証又はクレジットデリバティブが無いと仮定した場合のPD・LGD・EADを妥当な方法で推計しなければならず、プール管理が煩雑となり、業務量およびシステム負荷も増加する懸念がある。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
7	リテール向けエクスポージャーのプールへの割当ての手の健全性の維持	第202条第2項	102	リテールプールにおいて個々の債務者の状況を年1回見直すのは極めて至難であるため、プールの損失特性が大きく変わらなければ個々の債務者にまで遡ることは不要であるとしていただきたい。	リテールプールにおいて個々の債務者の状況を年1回見直すのは極めて至難であるため、プールの損失特性が大きく変わらなければ個々の債務者にまで遡ることは不要であるとしていただきたい。具体的には、「年1回、プールの割り付けが適切であることをサンプリングその他の方法により検証する必要がある。」という表現に改め「個々の債務者の状況を見直す」という表現を削除する、ないしは例外規定を設ける等の手当てをしていただきたい。	リテールプールにおいて個々の債務者の状況を年1回見直すのは極めて至難である。法人が財務諸表の作成が義務付けられていて、それを金融機関に提出するのに抵抗がないのと大きな違いがある。例えば住宅ローンの借り入れ時には、収入証明等の個人情報を入手してプールへの割当を行うが、それを特段の問題が発生していない個人顧客に毎年提出を求めるのは、個人情報保護が高まるなか、また来店負担をかけることから至難なことである。また、新規制における手法の採用の如何により顧客対応に大きな差異が生じることは好ましくなく、競争条件に著しい不均衡が生じる懸念もある。銀行実務としては割当が適切であるか否かは、プールのPDやLGDが安定的か否かで判定している。PDが著しく悪化する事態が発生すれば、プールの割当ロジックを見直しを行う。リスク管理面からはこうした運営で十分であり、個々の債務者の状況を見直す必要はないと考える。勿論、入り口における審査が簡易なもので、途上与信管理に重点を置く(例えば無担保カードローン)についてはPD推計を安定させるためには、年1回の債務者の状況の見直しは行うとしても、総ての与信形態に対して一律に義務付けるべきではない。
8	格付の利用	第211条	106	規制管理と内部管理とで「推計値が相違する場合は、……信用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載しなければならない」とあるが、当該相違が本邦会計制度に起因するものである等、個別金融機関の問題でないものについては記載不要としていただきたい。	同左	最終文書においても、「内部格付手法のためと内部管理のために同じ推定値を使用する必要はない。」(パラグラフ444)と記載されており、制度自体の相違に起因する問題にまで、理由の記載を要することは実務上過度な負担となる。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
9	延滞日数の見直し等	第213条第1項	107	延滞日数の見直し等について、明示的に記載されているが、必ずしも全ての記載事項を必須要件としないでいただきたい。	延滞日数の見直し等については、本邦では貸出条件緩和債権の認定基準に準拠することが合理的。かかる観点からは、一律に1~4号の記載を必須要件とすることは実務と整合しないと考えるため、あくまでも例示とする形で条文を見直していただきたい。特に、4号の返済期限見直しの回数の上限を明示する必要はないと考える。	条件緩和債権の判定は、返済期限見直しの回数のみで決まるわけではなく、本取扱いは必ずしも銀行実務と整合的でないとの印象を受けるため。
10	デフォルト実績が少ないエクスポージャーについて	第160条 第215条	81~83 107	デフォルト実績が少なく、統計的な手法ではPD・LGD・EADが推計できないエクスポージャーについては、柔軟な対応を認めていただきたい。また、その枠組みを作るための民間金融機関との意見交換の場を設けていただきたい。	ソブリン向けエクスポージャー等デフォルト実績が少なく、統計的な手法ではPD・LGD・EADが推計できないエクスポージャーについては、専門家の判断、市場の指標との比較、他の格付制度へのマッピング等による推計、ないしは標準的手法の準用による簡便な手法の適用等の柔軟な対応を認めていただきたい。また、その枠組みを作るための民間金融機関との意見交換の場を設けていただきたい。	統計的な限界とポートフォリオの質とは連動しない。こうした手法が認められないと、内部格付手法採用行はデフォルトの少ない良質なエクスポージャーを内部格付手法の枠組の中に反映できないというリスクセンシティブな管理とは逆行する結果が生じてしまう懸念がある。
11	LGDの推計	第212条第3項	107	一旦デフォルトしてその後正常先復帰した債権については、正常先復帰時にその時点の残高が回収されたものとしてLGD推計に取り込むことで問題ないことを確認させていただきたい。	「デフォルト事由が解消されたと認められる場合は…LGDを推計しなければならない」とあるが、一旦デフォルトしてその後解消が認められた債権については、正常先復帰時にその時点の残高が全額回収されたものとしてLGD推計に取り込むことで問題ないことを確認させていただきたい。	デフォルトしてPDの分子として取り込んでおり、LGD推計値にも取り込むのが自然と考える。
12		第222条~ 第225条	110~ 111	LGDの推計方法については、民間金融機関のプラクティスを尊重し、規制の運用・詳細を決めるに際しては、民間金融機関との意見交換の場を設けていただきたい。	同左	LGD推計方法については、パーゼル委員会においても、民間金融機関のプラクティスをヒアリングしている段階である。ついては、民間金融機関との意見交換の場を設けていただき、民間金融機関のプラクティスについて聴取していただきたい。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
13		第223条第6項	111	デフォルトしたエクスポージャーの期待損失の推計は、原則、償却・引当制度における個別貸倒引当金と一致させてよいか確認させていただきたい。	同左	現行の償却・引当制度を鑑みれば、正しく「経済状況及び当該エクスポージャーの状態を鑑みた期待損失」に他ならない。1国2制度とならないよう、自己資本比率規制と償却・引当制度は平仄させるべきである。
14	保証人に対する債務者格付の付与	第227条	112	「保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての情報を保有すること」の「すべての」の文言は「必要な」に修正していただきたい。	同左	「すべて」という表現は、必要ないと思われる情報についても取得していなければ問題となる可能性がある。
15		第227条第1項第1号	112	保証人に対する継続的な格付付与に関しては、簡易的な格付手法(例えば外部格付の内部格付への読み替えなど)を許容いただきたい。	同左	保証人との取引がない場合は内部格付を正式に付与するためのデータなどを入手することが困難である。他方、実務的に取引がない先でも外部格付が高い場合など客観的に信用リスクが低いといった場合は保証を受け入れ取引をしているケースが多い。
16	EADの推計方法	第231条第2項第1号	114	事業法人等向けエクスポージャーにおいては、「デフォルト事由発生前及びデフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性」はLGD推計で勘案するという理解でよいか。	同左	-

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
17	推計値の検証	第242条	119	外部データ・ソースは必ず入手可能とは限らないので、内部格付手法の検証に定量的な検証の手法を適用すれば、必ずしも外部データ・ソースとの比較を必須とはしないいただきたい。	外部データ・ソースは必ず入手可能とは限らないので、「定量的な検証の手法を用いたり、関連する外部のデータ・ソースとの比較を行う」といった表現に変えることで、内部格付手法の検証に定量的な検証の手法を適用すれば、必ずしも外部データ・ソースとの比較を必須としない取扱いとしていただきたい。	最終文書(パラグラフ502)においても「その他の定量的な検証ツール(other quantitative validation tools)を使用し、関連する外部のデータ・ソース(external data sources)とも比較しなくてはならない」とあるが、(リスク・プロファイルが共通の)適切な外部データ・ソースが必ず入手可能とは限らないので、当該要件を厳密に適用した場合に検証の要件を満たせない可能性が高いことが懸念されるため。

(8)証券化エクスポージャー

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	原資産の信用リスク・アセット (オリジネーター)	第255条	126	第255条の規定の対象は「オリジネーター」とされているが、「顧客債権流動化のスポンサー」は対象外との理解でよいか。	同左	-

(9) マーケット・リスク

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準	第283条第1項第2号(二)	142	定量的基準における(二)の記載については、「オプション取引のリスクについては、各リスク・カテゴリー内のリスクを正確に把握すること」に変更していただきたい。	同左	現在の記載内容では、オプションのリスクは、各リスク・カテゴリー別に計測する必要があり、リスク・カテゴリーを越えた相関効果を考慮したモデルは認められないと、解釈に誤解を生じさせる可能性があるため。
2	乗数	第285条第3項	143	バックテストにおいて超過回数が5回以上となった場合、「金融庁長官に報告する」のではなく、現行告示通り「原因分析書類を作成・保存」する取扱いとしていただきたい。	バックテストにおいて超過回数が5回以上となった場合には、「金融庁長官に報告する」のではなく、定期的なバックテストにより超過が判明した時点において、現行告示通り「原因分析書類を作成・保存」する取扱いとしていただきたい。	第285条第2項において、バックテストにおいて「超過回数が5回以上10回未満であって超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる」と規定されている。これまでの経験則では、超過は市場の特殊要因による場合が多く、都度報告を行う必要性は低いと考えられる。また、バックテストの結果がイエローゾーン(5回～9回)の場合、乗数加算の措置が採られており、内部モデルに問題がある否かの検証・判断は各行の裁量で十分と思われる。
3	クレジット・デリバティブのポジション相殺	第292条等	146等	クレジット・デリバティブの取扱いに関しては、監督当局と民間金融機関との間でコンセンサスを作り上げる必要があり、早急に意見交換を行う場を設定していただきたい。	トレーディング勘定のクレジット・デリバティブの取扱いに関して売買の反対取引を行った場合のクレジットデリバティブの個別リスクの相殺が可能となる条件の明確化、クレジットデリバティブに対する一般市場リスクの資本賦課等、意見交換によりコンセンサスを作り上げる必要がある。	意見参照
4	金利リスク・カテゴリーの個別リスク	第293条(注2)	148	「優良債」の定義の後段に挙げられている条件1・2は、第79条第3項第1号口の(注2)のと同様の表現に揃えていただきたい。	「優良債」の定義の後段に挙げられている条件1・2は、第79条第3項第1号口の(注2)のと同様の表現に揃えていただきたい。 (具体的には、以下の通り) - 「投資適格の格付が付与されている」 「付与した格付が信用リスク区分において4 - 3、5 - 3以上に該当する」 - 「投資不適格の格付が付与されていない」 「信用リスク区分において4 - 4、5 - 4以下に該当する格付を付与していない」	-

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
5	みなし承認規定	附則第6条	167	マーケット・リスクで既に内部モデル方式を使用している金融機関については、改めて申請書類を提出することは不要とさせていただきたい。	現行告示の規定に基づきマーケット・リスク相当額の算出に当たって内部モデル方式を使用している金融機関は、告示素案第281条の承認を受けたものとみなす扱いとしていただきたい。 ただし、告示素案により、既存使用している内部モデルに変更が必要な場合は、修正にかかわる事項を記載した種類を添付して金融庁長官に提出することができるとしていただきたい。	告示素案においてマーケットリスクについては、大きな変更点がないため、既に内部モデル方式を使用している銀行の多くは、内部モデルの修正を必要とはせず、全て監督当局のチェックを受けているものである。このため、あらためて申請書類の提出する必要はないものとする。内部モデルの修正が発生した場合のみ申請書類を提出する扱いが合理的であるとする。

(10)オペレーショナル・リスク

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	粗利益配分手法	第313条第1項	157	「代替的な標準的手法」については告示素案に記載がないが、非G10諸国所在の現地法人等で適用する場合について明確化していただきたい。	最終文書において「標準的手法」の選択肢の1つとして「代替的な標準的手法」が提案されているが、告示素案においては、「標準的手法」が「粗利益配分手法」と名称変更された上、「代替的な標準的手法」について触れられていない。例えば、非G10諸国の海外現地法人が当該現地当局の要請等により「代替的な標準的手法」を採用することとなった場合、本邦親銀行としてはどのように対処すればよいか、明確化していただきたい。	意見参照
2	先進的計測手法	第319条	159	「片側99.9%の信頼区間で、期間を1年間として予想される最大のオペレーショナル・リスク損失の額とする」とあるが、計測手法の条件として、「99.9%・1年間」以外を選択する余地を残していただきたい。	データが少ない場合や、ヘビー・テールの分布を持つ場合など、99.9%の信頼水準とすることが妥当かどうかの議論もあること、またVaR計測以外の選択肢がなくなるため、今後の議論の進展の可能性も考慮し、最終文書と同様「信頼水準99.9%・保有期間1年に相当する」等の表現としていただきたい。	意見参照
3	予備計算	第322条第3項	160	予備計算の事前届出について、「承認申請書に準じた書類」の内容あるいは水準感を明確化していただきたい。	「先進的計測手法」の予備計算に係る事前届出については、「承認申請書に準じた書類」にて行うとされているが、その具体的な内容あるいは水準感を明確化していただきたい。なお、書類の内容については、「計測手法の概要」等必要最低限の書類に限定する、または承認申請書に準じた書類の提出は1年延期するなど柔軟に対応していただきたい。	オペレーショナル・リスクの「先進的計測手法」については、現状スタンダードが確立していないなか、今後2年間の予備計算期間中に、監督当局と民間が対話することを通じて段階的に高度な手法を確立していくものと認識しており、今後1年で3年以上先の申請内容に準じた届出を行うのは極めて困難。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
4	承認の基準 (先進的計測手法)	第323条第3項第2号	161	先進的計測手法の承認の定量的基準として提示されている要件については、今後、先進的計測手法の具体的な枠組みが議論されることを踏まえ、告示上は一般的な表現に止めるとともに、金融機関の実務に則した柔軟な運用を検討していただきたい。	先進的計測手法の承認の定量的基準として、オペレーショナル・リスク相当額について、「リスクの特性、損失事象の種類、各業務区分その他の区分に応じて複数に分けて算出されたオペレーショナル・リスク相当額を合計した額が用いられていること」との断定的な要件が示されている。 しかし、現状では先進的計測手法の具体的な枠組みに関する議論がなされていないため、最終文書と同様の一般的な表現に止めていただきたい。また、今後、先進的計測手法の具体的な枠組みが議論される過程において、柔軟な運用を検討していただきたい。	最終文書(パラグラフ669(d))においては、「異なる」と表現されているにもかかわらず、第319条の記載内容とあわせ読んだ場合、より細部にわたる単位でVaRの算定を義務付けるとの印象を受けるため。
5		第323条第3項第2号	161	第323条第3項第2号の記述では、所謂ボトムアップ手法のみ認めているように解釈されるため、スコアカード手法のようなトップダウン的な手法(金融機関全体でのオペレーショナルリスク量の算出後にリスクアセスメント等、内部統制状況をスコア化したもの等により、リスクをエンティティ、業務区分に配分する手法)についても先進的計測手法と認める旨告示上明記していただきたい。	第323条第3項第2号の記述では、所謂ボトムアップ手法のみ認めているように解釈されるため、スコアカード手法のようなトップダウン的な手法(金融機関全体でのオペレーショナルリスク量の算出後にリスクアセスメント等、内部統制状況をスコア化したもの等により、リスクをエンティティ、業務区分に配分する手法)についても先進的計測手法と認める旨告示上明記していただきたい。	オペレーショナルリスクの計量化手法については未だ発展途上であり、計量化単位を細分化すればするほど十分な損失データがないことを理由に計測誤差が大きくなる可能性が高いため。
6		第323条第3項第5号(ホ)	161	別表第一の「備考」欄は粗利益の配分時にのみ適用されると理解してよいか、確認させていただきたい。	内部損失データを業務区分単位に分ける際の考え方は、粗利益を配分する際の考え方と必ずしも一致しなくてもよいと考えてよいか、確認させていただきたい。	損失データを区分する際に、別表第一の備考欄の内容をそのまま適用することは実務上困難なため。
7		第323条第3項第5号(ホ)	161	オペレーショナル・リスク損失のデータの配分について明確化していただきたい。	オペレーショナル・リスク損失のデータ配分について、以下の点を明確化していただきたい。 - 複数の業務区分もしくは複数の損失事象に関連する損失データの配分は必須なのか。 - 最も大きな業務区分もしくは損失事象への片寄せは認められるのか。	明確化されないままではシステム対応が困難なため。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
8		第323条第3項第6号	162	定量基準における「外部損失データに関する要件」が外部データの使用を義務付けるものでないこと、ならびに勘案すべき情報として列挙されている情報の全てを包含しなくてはならないとの趣旨でないことを確認させていただきたい。	外部損失データに関する要件について、外部損失データの使用が義務付けられているとの印象を受けるが、必ずしも義務付けられているものでないことを確認したい。 また、外部損失データを使用する場合の要件として、「損失事象が発生した業務の規模に関する情報、発生の要因及び状況に関する情報」を明示的に求めているが、必ずしも必須でないとの理解でよい旨を確認させていただきたい。	わが国では、欧米とは状況が異なり、損失データコンソーシアムがないこと、また、パブリックデータはデータのカテゴリーに偏りがあるためデータの質が均質でないうえ、どこまで信頼できるか不明であること等から、直接的な形で外部損失データを利用することが難しいと想定される。 また、外部データの特性上、本項で示されているような情報(業務規模・発生要因および状況等の要素)を全て保有しているケースは少ないと考えられる。
9		第323条第3項第8号(口)	162	第323条第3項第8号(口)に規定されている要因と結果の関係の特定・定量化を厳密に行うことは困難であり、同号の規定について見直していただきたい。	現状の金融技術を前提とすると、業務環境や内部統制といった定性的要因をリスク相当額に反映することは十分可能と考えられるが、各要因の変化に対するリスク感応度を求めるのは極めて困難であると考えられる。従って、告示素案では要因ごとの重要性を合理的に判断することを求めるにとどめ、リスク感応度の実施については、条文の削除も含めて見直していただきたい。 今後先進的手法の枠組みをどうするか議論を踏まえて、民間実務に適った具体的な要件を検討する必要があると考える。	リスク感応度とはある要因を一定値変化させた場合のリスク相当額の変化幅を意味すると思われるが、業務環境や内部統制といった定性的要因を数値化することは難しい。仮に数値化したとしても、多くの前提や仮定を置かざるをえない。 また、本条件を厳密に達成するためにはリスク要因別にモデル化することが必要と思われるが、因果関係を一意的にモデルで表現することは極めて難しいと思われる。
10	所要自己資本のフロア	第326条第1項	163	先進的計測手法によるオペレーショナル・リスク相当額を用いる場合のフロアの対象について確認させていただきたい。	第326条第1項において、「先進的計測手法を用いる銀行は、次の表に定める期間においては、旧所要自己資本額に次の表に定める割合を乗じた額・・・」と記載されているが、所要自己資本のフロアについては、信用リスク・アセット、市場リスク・アセット、オペレーショナル・リスク・アセットの合計額に掛目を乗じることとなっており、オペレーショナル・リスク・アセットのみを対象として設定されるものではないことを確認させていただきたい。	
11	段階的適用	第327条第2項	164	先進的計測手法の使用開始時点でオペレーショナル・リスク相当額の「大部分」を当該手法により算出するのは過剰な要件であり、見直していただきたい。	同左	そもそも、先進的計測手法の利用開始時点において、「大部分」を当該手法により算定できないことから、実施計画を策定するものと考えられるため。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
12	部分適用	第328条	164	部分適用は恒久的に認められると解釈してよいかを確認させていただきたい。	第327条第1項には「すべての法人等…について、先進的計測手法を用いなければならない。ただし、先進的計測手法の使用を開始した後の一定の期間について…この限りではない」という記載がある。 他方、第328条第4項には「段階的な拡大の期間終了時点で、すべての重要な法人等又は重要な業務区分に対して先進的計測手法を用いていけばよい」との記載があり、段階的適用終了時点以降でも全ての法人等について先進的計測手法を用いる必要はない旨規定されている。 以上から、第327条第1項は、一定の期間認められるのは段階的適用であり、部分適用は恒久的に認められると解釈してよいかを確認させていただきたい。	-
13		第328条第2項第2号	164	先進的計測手法を部分適用する際に「定量的基準」を満たすことが求められているが、この条件は削除していただきたい。	「先進的計測手法の対象となるすべての業務区分又は銀行及び法人等について、先進的計測手法を使用するための定性的基準及び定量的基準を満たしており…」の部分は、「先進的計測手法の対象となるすべての業務区分又は銀行及び法人等について、先進的計測手法を使用するための定性的基準を満たしており…」としていただきたい。	最終文書(パラグラフ680の2つ目の「…」)では「定性的基準」だけが求められている。 また、個々のグループ会社に対して「定量的基準」の充足を求めた場合、実務的に対応できない事態も想定される。
14		第328条第2項第3号、第4号	164	重要な法人等や業務区分の定量基準としての当該粗利益のグループ連結比2%基準を再検討していただくとともに、および民間実務に適った運用を目指した共通認識醸成のための意見交換を行う場を設定していただきたい。	重要な法人等や業務区分の定量基準としての粗利基準を2%とした場合、オペレーショナル・リスク上「重要」とはみなせない一部SPC等についても含まれる可能性があり、行内管理との整合性を保つことが困難な事態が容易に想定される。 従って、当該基準を再検討していただくとともに、民間実務に適った運用を目指した共通認識醸成のための意見交換の場を設定していただきたい。	粗利益をベースとした2%基準についての根拠が不明確であるとともに、水準自体も厳しすぎるとの実感がある。また、オペレーショナル・リスクの大小と粗利益の関連性が十分に検証されていない現状において、同指標による基準を必要以上に厳しく設定することにより、重要性の判断基準を適切に把握できない可能性がでてくることなどから、共通認識醸成のための意見交換を要望するもの。

項番	項目	告示素案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連条文	頁			
15		第328条第2項第5号	165	部分適用の定量基準である粗利益合計のグループ連結比10%基準については、削除していただきたい。	重要な法人等や業務区分の粗利益の合計が90%未満の場合、第328条第2項第5号によれば、重要性の基準を下回る法人等や業務区分にも先進的手法を用いなければならないこととなり、行内管理との整合性を保つことが困難な事態が容易に想定される。このことから、部分適用の定量的基準である粗利益合計のグループ連結比10%基準については、削除していただきたい。 同条文を削除したとしても、既に第327条第2項第3、4号において法人別、業務区分別の定性的および数値基準により、個々に重要性を判断していることから、重要な会社や業務区分が漏れるとは考えにくい。	粗利益をベースとした10%基準についての根拠が不明確であるとともに、水準自体も厳しすぎるとの実感がある。また、オペレーショナルリスクの大小と粗利益の関連性が十分に検証されていない現状において、同指標による基準を必要以上に厳しく設定することにより、重要性の判断基準を適切に把握できない可能性がある。
16		第328条第2項第3号	164	部分適用の判断基準(定量基準)となる粗利益(2%)の取扱いを確認させていただきたい。	子法人等の粗利益が、銀行の連結財務諸表に基づく粗利益の2%以上を占めるかどうかは、単年度での判定によるという理解でよいのか。また、一旦2%以上の粗利益を計上して、先進的計測手法となった場合、次年度以降は、2%以上か未満にかかわらず永続的に先進的計測手法を用いてよいのか、確認させていただきたい。	部分適用の考え方が明らかにされないとシステム対応、業務運営上の支障を来すため。
17	リスク削減	第329条第2号	165	「契約の残存期間が1年未満の契約については、当該残存期間の減少に応じてリスク相当額の削減効果が小さくなるように適切な調整を行うこと」とあるが、実務上は1年毎に保険契約を更新する契約形態が多く、このような実態を踏まえ、適切な条文を追加あるいは同項を削除していただきたい。	オペレーショナル・リスクに対する保険契約は、1年契約で1年毎に更新していく形態が多い。 このような実務に即すべく、例えば、過去の契約更新状況から判断して、今後とも更新する可能性が高い保険については、契約の残存期間が1年未満であっても、実質的に1年以上と見なし、リスク相当額の削減を行うことを可能としていただきたい。 なお、告示素案では、保険によるリスク相当額の削減を行った場合、契約更新後にリスク相当額が徐々に大きくなり、次回更新時にはリスク相当額が大幅に減少する、というサイクルを繰り返す可能性があり、リスク相当額が適切にオペレーショナル・リスクの実態を反映しているとはいえない。	-

(11) 第三の柱

項番	項目	取扱案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連項目	頁			
1	第三の柱 (全般)	-	-	具体的な開示内容の詳細を今後決定するに際しては、民間金融機関における実態等も踏まえ、開示の目的・効果、重要性等の観点から総合的に判断していただきたい。	同左	開示内容については、「詳細は監督指針等で規定」することが予定されている。 具体的な開示内容は、開示することの目的・意義・効果・重要性等の観点から決定されるべきである。 さらに、民間金融機関における実態を踏まえ、開示に要する体力・コストと効果等の観点から総合的に検討をいただく必要がある。
2	営業年度毎の開示事項	1(5)	2	資本控除に関する開示を行う場合でも、その内容は資本控除されている総額の開示に留めていただきたい。	同左	告示素案第8条、第29条第1項第1号(持株会社告示も同様)は他の金融機関の資本調達手段保有を指しており、表1でのグループ内のエンティティに関する事項とは別次元の事柄であり、開示するにふさわしくない。 別に開示が必要であれば個別取引先金融機関の個社名の記載は不要とし、総額程度の開示に留めるべきである。
3	半期毎の開示事項	1(1)	9	資本控除の対象となる子会社、資本欠損金の総額等の開示について対象から金融関連法人等を外していただきたい。	同左	最終文書における連結に含まれない子会社、かつ資本控除の対象となる子会社は非連結金融子法人等を指すものと解釈されるが、当該開示案(告示素案第8条、第29条第1項第2号(持株会社告示も同様))では金融関連法人等を含む表現となっている。規制案以上の過度に詳細な開示を回避するためにも開示案の見直しを要望するもの。
4		4(1)	10	「信用リスクに関するエクスポージャー」の「期中平均残高」については、その算出方法について銀行毎の状況に応じた対応する扱いを許容していただきたい。	「信用リスクに関するエクスポージャー」の「期中平均残高」が開示項目とされているが、エクスポージャーの期中平均残高の算出は実務的に極めて困難なことが想定される。従って、例えば、月次末残の6ヶ月平均を使用する等、その算出方法については銀行毎の状況に応じた対応とする扱いを許容していただきたい。	連結ベースでの日次平残算出は、内部取引消去等の手続が必要であることも勘案すると、実務的に困難である。また、新規制のリスク・アセットは全与信を件別を集約するシステムでの計算が必要となるが、新規制実施までにシステム手当てが間に合わないケースも想定されるうえ、かつ負担も重い。上記等を勘案し、銀行毎の状況に応じた現実的な対応を要望するもの。

項番	項目	取扱案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連項目	頁			
5		4(3)(4)	11	「延滞エクスポージャー又はデフォルトエクスポージャーの期末残高」の区分けのうち、「地域別」は必須の開示項目としないいただきたい。また、「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定」についても同様の扱いとしていただきたい。	同左	当該計数は、最終文書においても「入手可能であれば」という限定のもとでの記載項目として規定されており必須の開示項目とはされていないことを勘案すると、可能なレベルでの開示を行うことで問題ないものとする。
6		4(8)	12 13	平均PD、LGD、EADの開示については、過度に詳細にならないように銀行の自主性に委ねていただきたい。	平均PD、LGD、EADの開示の重要性は否定されないが、他方で、余りにも詳細な区分は、銀行のプライシング上の原価を開示することにもつながり、銀行間および他業態との競争上の公平性を損なう懸念があるため、各行が総合的に判断して自主的に区分を決められるようにしていただきたい。	左記の計数は銀行等の内部専門部署で扱う分析に基づく情報であり、外部開示情報にはなじまないものがある。また、結果的に各国間で定義の差異が生じる可能性が大きく、情報利用者に対する誤ったシグナルの発信となる懸念もある。更に、競合他業種においてはこのような詳細開示は求められていないことから、銀行界のみが過度の情報開示により競争力を削がれる懸念もある。
7		4(9) 4(10)	13	内部格付手法を適用する各資産区分毎の「損失の実績値及び過去の実績値との対比並びに要因分析」、「長期にわたる損益実績値と損失推計値の対比」については、開示項目としないいただきたい。	同左	左記の計数は銀行等の内部専門部署で扱う分析に基づく情報であり、外部開示情報にはなじまないものがある。また、結果的に各国間で定義の差異が生じる可能性が大きく、情報利用者に対する誤ったシグナルの発信となる懸念もある。更に、競合他業種においてはこのような詳細開示は求められていないことから、銀行界のみが過度の情報開示により競争力を削がれる懸念もある。
8		6(8)	16	「保有する証券化エクスポージャーの当期売却損益額及び主な原資産種類別内訳」のうち、「当期売却損益額」については開示項目としないいただきたい。	同左	最終文書にある「認識された売却損益」とは、損益計算書で認識される当期売却損益ではなく、バランスシートで認識されるI/Oストリップス等を指すものと理解している。 銀行がオリジネーターとしてオフバランス化を目的として原資産を売却したことに伴う損益の開示は、開示項目としては詳細に過ぎる感があるうえ、最終文書とも整合性が取れていないと考えられる。

項番	項目	取扱案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由等
		関連項目	頁			
9		7(2)	16	内部モデル方式を使用した場合の開示については、「バック・テストの結果」のみを開示することとし、「重要な損益の実績値がバリュー・アット・リスクを上回った場合の説明」については削除していただきたい。	同左	内部モデル(VaR)は、一定の確率の下、発生する可能性がある損失額を予測するもの。統計的にVaRを上回る損益が発生することが前提であり、説明もそうした内容に終始する可能性が高い。また、そもそも、内部モデルは「損失」に着目しており、「益」の説明をするように設計されていないため。